

□階数に算入されない、令2条1項8号の「昇降機等、装飾塔、物見塔、その他これらに類する建築物の屋上部分、又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分」のうち、その他これらに類するのは、以下のものが該当する。

## (1) 屋上部分

基準総則集団規定の適用事例による。

## (2) 地階部分

居室を有せず、かつ用途・機能・構造上地階に設けることが適当と認められる部分

(例)地階の倉庫、機械室に通じる階段、通路等(この場合、階段、通路等の床面積を含めた規模が、建築面積の8分の1以内であること)

□建築物の高さに算入されない屋上部分について、令2条1項6号ロの「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類するもの」のうち、その他これらに類するものは、以下のものが該当する。

①通常規模の昇降機の昇降ロビー

②空調機械室、排煙機械室、発電機室、吊上式自動車車庫の機械室等で、屋上に設置することが適当なもの

③雪下ろし塔屋

④時計塔、教会の塔状部分

⑤高架水槽(周囲の目隠しを含む)

⑥キュービクル等の電気設備機器(周囲の目隠しを含む)

⑦クーリングタワー等の空調設備機器(周囲の目隠しを含む)

□建築物の高さに算入されない屋上突出部について令2条1項6号ハの「棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物」のうち、その他これらに類する屋上突出物は、以下のものが該当する。(ただし、パラペットは高さに算入される。)

## (1) 建築物の躯体の軽微な突出部

①採光、換気窓等の立上り部分

②パイプ、ダクトスペース等の立上り部分

③箱むね

## (2) 軽微な外装等部分

①鬼瓦、装飾用工作物等(装飾塔に類するものを除く)

②開放性の大きい手すり

(形状がパイプ・金網等で、開放されている部分が8割以上のものに限る)

## (3) 軽微な建築設備

①避雷針、アンテナ等

②煙突(法33条の場合を除く)